

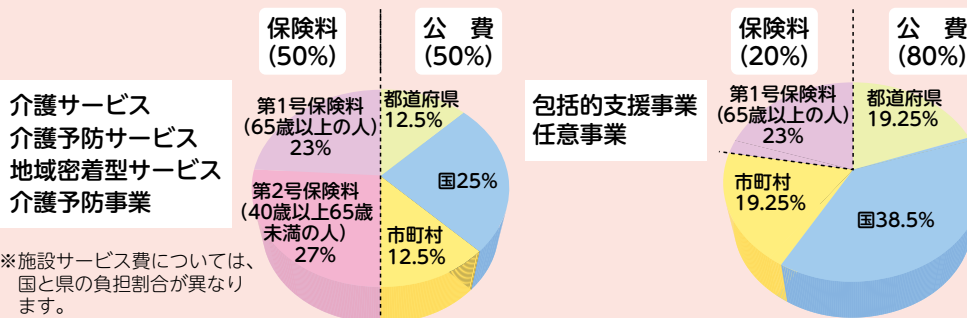
介護保険ガイド



令和8年4月
改訂版

介護保険は、40歳以上の方々が被保険者となって納める保険料と、国・県・市からの公費を財源として、介護等が必要となった方にサービスを提供することで、自立した生活ができるよう、支援するしくみです。

霧島市 (保険者)



安定した保険運営のもとで、要介護認定者等の自立支援・介護予防等を行います。

介護保険制度のしくみを動画で解説します

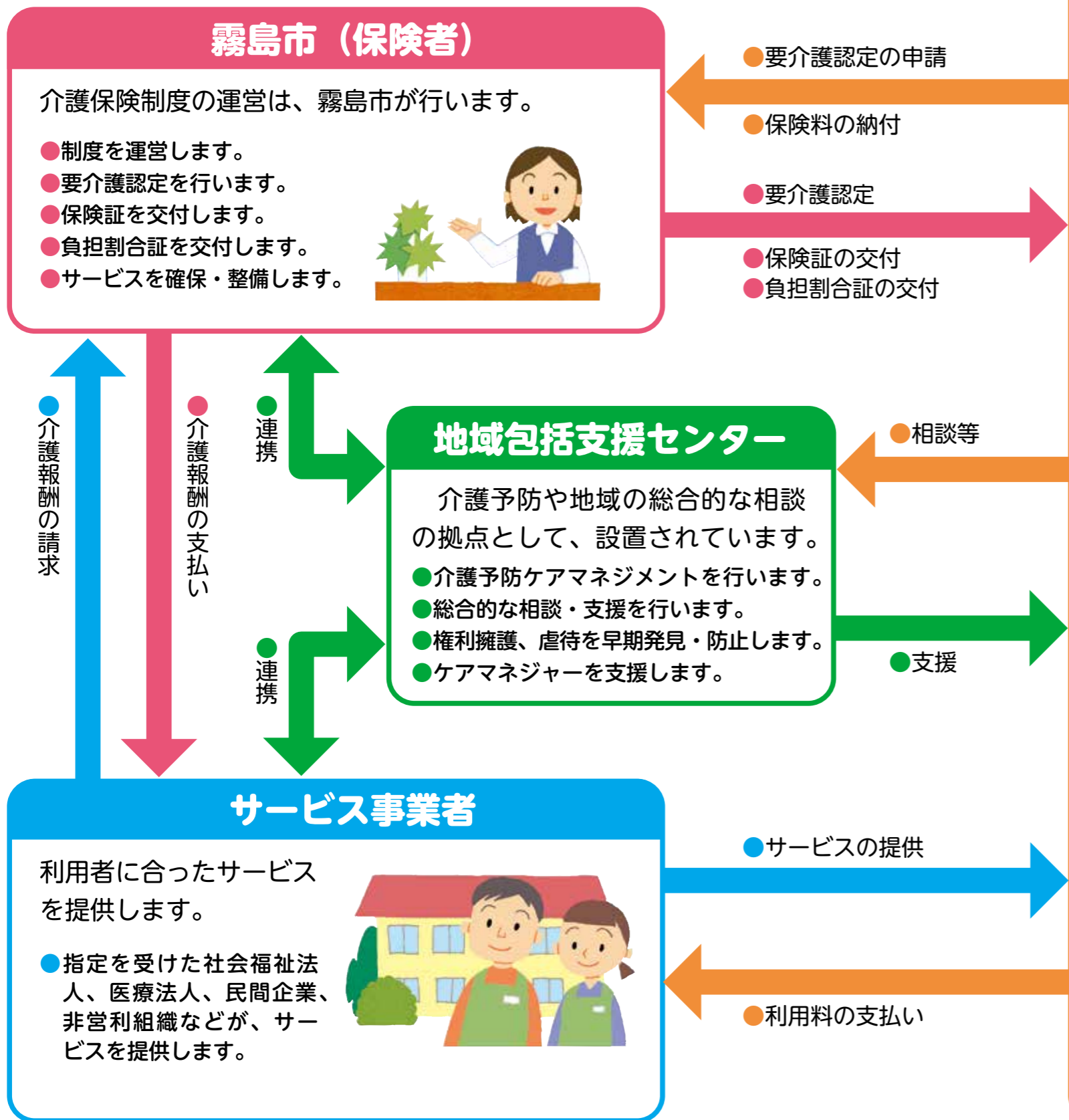


介護サービス検索サイト
ちずプラ



みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、霧島市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



介護保険に加入する人（被保険者）

本人の状態に合わせたサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請などをします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人



第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、霧島市の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、霧島市へ届け出が必要です。示談前に霧島市の担当窓口へ連絡してください。

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人（医療保険に加入している人）

サービスを利用できる人



第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、霧島市の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病 加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- | | | | |
|---|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| ●がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ●骨折を伴う骨粗鬆症 | ●脊柱管狭窄症 | ●脳血管疾患 |
| ●関節リウマチ | ●初老期における認知症 | ●早老症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 | ●多系統萎縮症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●脊髄小脳変性症 | ●糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ●両側の膝関節または
股関節に著しい変形
を伴う変形性関節症 |

■介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には、一人に一枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。

■介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには「介護保険負担割合証」が交付されます。サービス利用の際に支払う利用者負担の割合（P6参照）が記載されています。

- 適用期間は1年（8月1日～翌年7月31日）で、毎年交付されます。
- サービス利用時に保険証といっしょにサービス事業者に提示します。

サービス利用までの流れ

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや霧島市の窓口にご相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 窓口にご相談します

介護や支援が必要になったと思ったら、地域包括支援センターや霧島市の窓口にご相談しましょう。
※霧島市では、ご自身の身体の状態等を確認できる「セルフチェックシート」を準備していますので、申請にあたってご利用ください。

介護予防・日常生活支援総合事業の利用が必要

介護サービス、介護予防サービスの利用が必要

2 要介護認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、霧島市の窓口にて要介護認定の申請をしましょう。

※本人・家族などのほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、成年後見人などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険に加入していることが確認できるもの(40歳以上65歳未満の人の場合)
- ◆本人確認ができるもの、マイナンバー確認の書類、主治医に関する情報など、上記のほかにも必要な書類がある場合がありますので、霧島市に確認しましょう。

2 基本チェックリストを受けます

地域包括支援センターへ相談しましょう。

※40歳以上65歳未満の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定を申請し、要支援1・2と認定される必要があります。

3 調査と審査が行われます

●認定調査

心身の状態を調べるため、本人と家族などから聞き取り調査などをします。

※全国共通の調査票が使われます。

●一次判定(コンピュータ判定)

調査票と主治医意見書をもとにコンピュータによる判定をします。

●二次判定(介護認定審査会)

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

主治医意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

4 認定結果をお知らせします

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援 1

要支援 2

要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって、生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護・要支援に該当しなかった人です。介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、基本チェックリストを受けましょう。

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

2 要介護認定の申請へ

介護予防・生活支援サービス事業対象者

介護サービス(介護給付)

を利用できます
居宅介護支援事業者に依頼してケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P7へ

介護予防サービス(予防給付)

を利用できます
地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者*が介護予防ケアプランを作成し、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は、地域包括支援センターに依頼します。
●介護予防ケアプランにもとづき、介護予防・生活支援サービス事業をあわせて利用できます。

P10へ

介護予防・日常生活支援総合事業

を利用できます
霧島市が行う、65歳以上の人を対象にした、介護予防のためのサービスです。

P14へ

介護予防・生活支援サービス事業

- 1 訪問型サービス
(身体介護、生活援助、ゴミ出しなど)
- 2 通所型サービス
(機能訓練、身体介護など)

一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できる、介護予防のためのサービスです。



P16へ

※一般介護予防事業のみ利用する場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

サービス費用の一部負担で利用できます

介護保険サービスは、実際にかかる費用の一部（利用者負担割合）を負担することで利用できます。ただし、おもな在宅サービスなどには上限額（支給限度額）が決められていて、それを超えるサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

利用者負担割合

3割	①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額※1が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	3割負担以外の人で①②の両方に当てはまる場合 ①本人の合計所得金額※1が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額※2」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人 第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
※2 合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

●利用者負担が高額になったとき

介護保険のみ高額になった場合

同じ月に利用したサービスの利用者負担を世帯合算して、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

令和8年8月から 下線部の金額が82.65万円に変わります。

利用者負担段階区分	上限額(月額)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	
●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●高齢福祉年金の受給者 ●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下の人	個人 15,000円
●生活保護の受給者	個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000円

介護保険と医療保険の両方が高額になった場合

介護保険と医療保険の両方の負担額（介護保険、医療保険それぞれの限度額を適用後の負担額）を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。支給対象となる人は医療保険の窓口申請してください。

サービス利用にはケアプラン（介護予防ケアプラン）が必要です

ケアプラン（介護予防ケアプラン）とは、サービスの利用計画書のことで、要介護1～5の人は居宅介護支援事業者（施設サービスなどは入所施設）に依頼してケアプランを作成します。要支援1・2の人は地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者※に依頼して介護予防ケアプランを作成します。サービスはケアプラン（介護予防ケアプラン）に基づいて利用します。

※市区町村から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に限ります。ただし、介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は、地域包括支援センターに依頼します。

ケアプラン（介護予防ケアプラン）の相談・作成には、利用者負担はありません。

在宅サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。
★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助をします。



●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。



●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回 (20分以上行った場合)	308円
--------------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
--------------------	------

訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす(30分未満の場合)

訪問看護ステーションから訪問の場合	471円
病院または診療所から訪問の場合	399円

施設に通って利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

※送迎を含みます。
〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1～要介護5	658円～1,148円
-----------	-------------

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関で、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす

※送迎を含みます。
〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1～要介護5	762円～1,379円
-----------	-------------

介護サービス〈要介護1～5の人〉

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護 (ショートステイ)



介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護5	884円	884円	987円

短期入所療養介護 (ショートステイ)



介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

生活する環境を整えるサービス

[] 内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]

福祉用具を貸与します。

福祉用具を貸与します。	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす (車いす付属品を含む)	×	●	●
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり (工事をともなわないもの)	●	●	●
スロープ (工事をともなわないもの)★	●	●	●
歩行器★	●	●	●
歩行補助つえ★	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト (つり具の部分を除く)	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

●：利用できます ▲：尿のみを吸引するものは利用できません
×：原則利用できません (必要と認められれば利用できる場合があります)
※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器 (歩行車を除く)、単点杖 (松葉づえを除く) と多点杖は、利用方法 (借りる、または購入する) を選択できます。福祉用具専門相談員などの提案を受けて検討しましょう。

特定福祉用具販売

申請が必要です

[特定介護予防福祉用具販売]

下記の福祉用具を購入したとき、後日購入費を支給します。



- 1 腰掛便座
- 2 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3 排泄予測支援機器
- 4 入浴補助用具
- 5 簡易浴槽
- 6 移動用リフトのつり具の部分

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて霧島市に申請すると、同年度で10万円を上限に利用者負担割合を除いた額が支給されます。

なお、都道府県などの指定事業者から購入した場合に限って支給されます。

住宅改修費支給

事前の申請が必要です

[介護予防住宅改修費支給]

事前に市区町村に申請し、下記の住宅改修をしたとき、後日住宅改修費を支給します。

- 1 手すりの取り付け
- 2 段差の解消
- 3 引き戸などへの扉の取り替え
- 4 滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- 5 洋式便器などへの便器の取り替え

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで霧島市に領収書などを添えて申請すると、20万円を上限に利用者負担割合を除いた額が支給されます。

特定施設で利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設 (指定を受けた有料老人ホームなど) に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。

●利用者負担のめやす (1日)

要介護1～要介護5	542円～813円
-----------	-----------

施設サービス

●要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。
★基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

介護保険施設に入所して利用するサービスです。直接入所を申し込んで契約し、ケアプランを作成してもらってサービスを利用します。



在宅復帰を目指す

介護老人保健施設 (老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

介護と医療を一体的に

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

施設に入所した場合の利用者負担

サービス費用の利用者負担分のほかに、居住費等・食費・日常生活費が利用者負担となります。居住費等・食費の利用者負担は、施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

●基準費用額【1日あたり】

令和8年8月から 食費が [] 内の金額に変わります。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円、697円※ (915円)	1,445円 [1,545円]

※介護老人保健施設および介護医療院のうち室料負担のある多床室を利用した場合は、697円です (短期入所療養介護も同様)。

● () 内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

低所得の人の居住費等・食費の負担軽減

低所得の人は、申請により居住費等・食費は下表の負担限度額までの利用者負担となります。超えた分は「特定入所者介護 (介護予防) サービス費」として介護保険から給付されます。

●負担限度額【1日あたり】

令和8年8月から 下線部の金額が82.65万円に変わります。また、居住費等、食費が [] 内の金額に変わります。

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [680円]	1,000円 [1,030円]
第3段階②	1,370円 [1,470円]	1,370円 [1,470円]	1,370円 (880円) [1,470円] [980円]	430円 [430円] [530円]	1,360円 [1,420円]	1,300円 [1,360円]

●第3段階②の多床室の金額は、介護老人福祉施設と、介護老人保健施設および介護医療院のうち室料負担のある多床室を利用した場合は530円、それ以外の施設は430円です (ショートステイも同様)。

● () 内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

上表の利用者負担段階に当てはまっても①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

1 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

2 住民税非課税世帯 (世帯分離している配偶者も非課税) でも、預貯金等が次の金額を超える場合

・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円

・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円

・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円

・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円

介護予防サービス

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」で提供される「訪問型サービス」と「通所型サービス」については15ページをご覧ください。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。看護職員による検温や血圧などのチェックも行われます。



●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

1回 (20分以上行った場合)	298円
--------------------	------

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
--------------------	------

介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●利用者負担のめやす(30分未満の場合)

訪問看護ステーションから訪問の場合	451円
病院または診療所から訪問の場合	382円

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを行います。



●利用者負担のめやす(1か月につき)

共通的サービス ※送迎、入浴を含みます。

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

有料老人ホームなどで利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。



●利用者負担のめやす(1日)

要支援1	183円
要支援2	313円

短期間入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶ P8をご覧ください

介護予防住宅改修費支給

▶ P8をご覧ください

地域の特性に応じたサービス

※サービスの種類は市区町村により異なります。原則として他の市区町村のサービスは受けられません。

★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。

[]内は、地域密着型介護予防サービスの名称です。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護]

「通い」を中心として、「泊まり」や自宅への「訪問」のサービスを柔軟に組み合わせることで受けることができます。



●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護5	27,209円

小規模な施設サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

●新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

●利用者負担のめやす(1日)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の 多床室
要介護1	600円	600円	682円
要介護5	887円	887円	971円

※要支援1・2の人は利用できません。



認知症の人を対象としたサービス

認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

〈単独型の場合〉

要支援1	861円
要支援2	961円
要介護1	994円
要介護5	1,427円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) [介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の人が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●利用者負担のめやす(1日)

〈ユニット数2の場合〉

要支援2	749円
要介護1	753円
要介護5	845円

※要支援1の人は利用できません。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

医療の必要性の高い方でも自宅で暮らせるよう、「通い」「泊まり」「訪問」のサービスを柔軟に組み合わせて受けることができます。

●利用者負担のめやす(1か月)

要介護1	12,447円
要介護5	31,408円

※要支援1・2の人は利用できません。



小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	753円
要介護5	1,312円

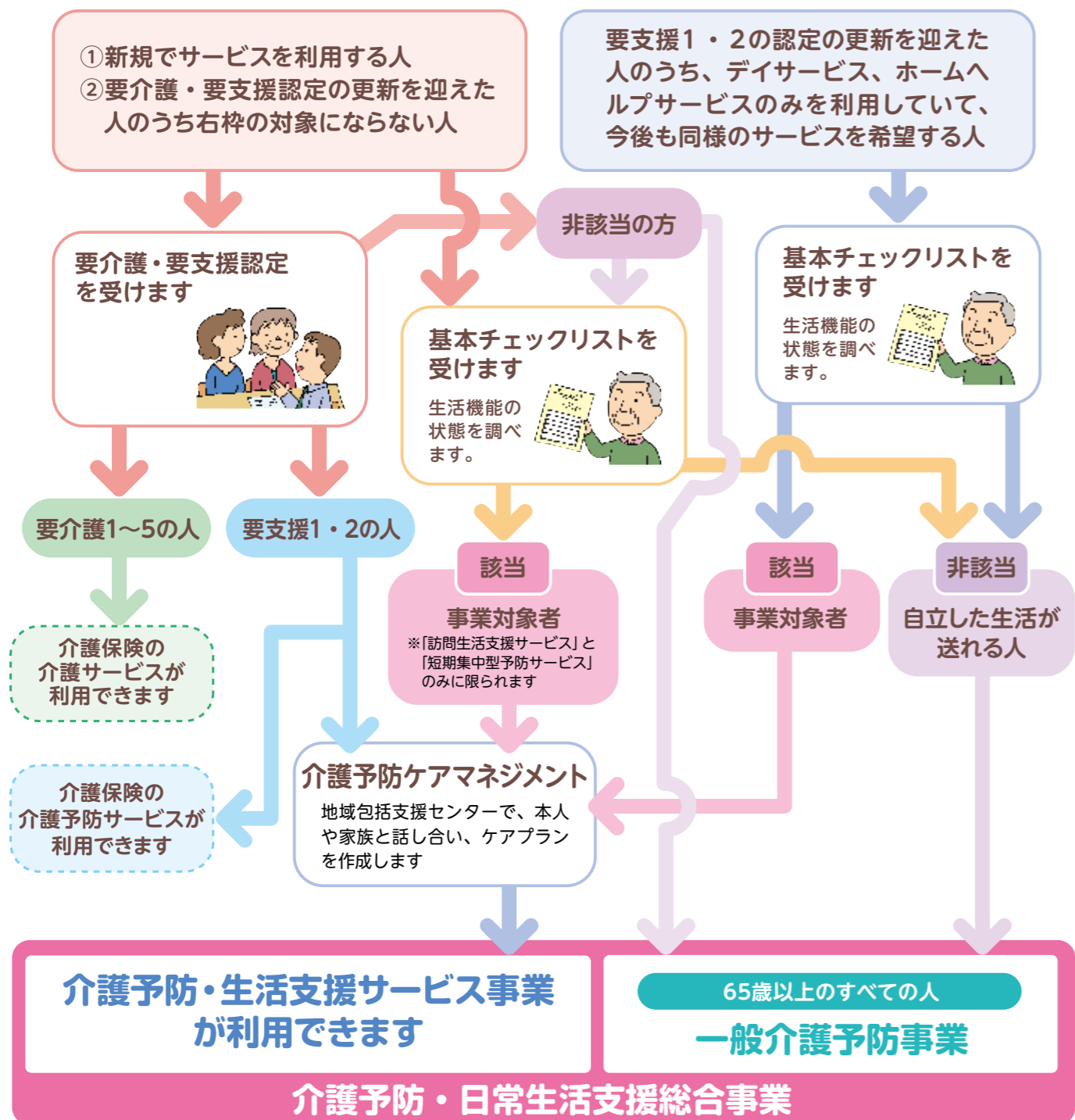
※要支援1・2の人は利用できません。



介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2と認定された人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。お近くの地域包括支援センター、市役所窓口（裏面）へお問い合わせください。

利用までの流れ



※事業対象者になったあとや、サービスを利用したあとでも、要介護認定を申請することができます。

「介護予防・生活支援サービス事業」ではこのようなサービスが受けられます。

①訪問型サービス

	内容	対象者	利用のめやす	1回あたりの自己負担のめやす
予防型訪問介護サービス 	ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活援助を受けます。 (短時間サービスはシャワー入浴の見守りなど)	要支援1・2または事業対象者	標準的な内容の訪問型サービス	287円
		要支援1・2または事業対象者	生活援助が中心 所要時間20分以上 45分未満	179円
		要支援1・2または事業対象者	生活援助が中心 所要時間45分以上	220円
		要支援1・2または事業対象者 (短時間サービス)	短時間の身体介護が中心	163円
訪問生活支援サービス 	シルバー人材センター等の事業所に市が委託し、調理、掃除、買い物代行、ゴミ出しなどの生活援助を受けられます。	要支援1・2または事業対象者	週1回	200円

*自己負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。個人によっては2割または3割負担もあります。また、基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算があります。
*予防型訪問介護サービスと、訪問生活支援サービスの併用利用はできません。

②通所型サービス

	内容	対象者	利用のめやす	1回あたりの自己負担のめやす
予防型通所介護サービス 	通所介護（デイサービス）施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を受けられます。	要支援1または事業対象者	月1回~4回	436円
		要支援2または事業対象者	月1回~8回	447円
短期集中型予防サービス 	生活機能を改善するための、運動器の機能向上や栄養改善の短期的な指導を受けられます。	要支援1・2または事業対象者	週1回 3か月間	500円

*自己負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。個人によっては2割または3割負担もあります。また、基本的な費用のほかに、サービスの利用内容による加算があります。
*予防型通所介護サービスと、短期集中型予防サービスの併用利用はできません。

霧島市が実施している 一般介護予防事業

介護保険ボランティアポイント制度

霧島市在住の65歳以上の人（介護保険の第1号被保険者）がボランティア活動を通じて、ご自身の健康増進と介護予防を図り、いきいきとした地域社会づくりを推進することを目的とした制度です。



地域のひろば推進事業

地域の皆さんが公民館など誰でも集まれる場所で、定期的に行う健康づくりや介護予防の取組みに対し、住民主体で活動ができるよう支援を行います。



きりしま元気一番！講座

地域の集まり等において、介護予防に関する知識または情報の普及を行う講話を地域包括支援センター職員や専門職が行います。



霧島市の主な高齢者福祉サービス

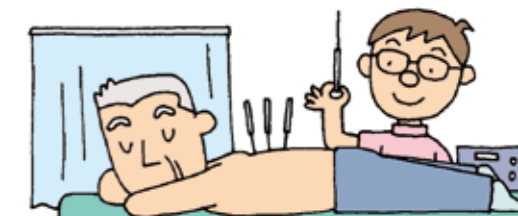
高齢者グループポイント事業

霧島市在住の5名以上（うち半数以上は65歳以上の人）を一組とするグループが、ボランティア活動を通して互助活動に取り組み、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアを推進することを目的とした事業です。



霧島市いきいきチケット

高齢者等の健康保持と福祉増進を目的として、はり・きゅう・あん摩マッサージ利用券【5,000円分(1枚500円×10枚)】、温泉・市営プール・バス・タクシー利用券【4,000円分(1枚500円×80枚)】を交付します。



地域生活配食事業

高齢者が地域において自立した生活を継続できるよう、栄養バランスのとれた食事を配達し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告します。



家族介護用品支給事業

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対して、紙おむつ等に利用できる介護用品券を支給しています。



緊急通報装置整備事業

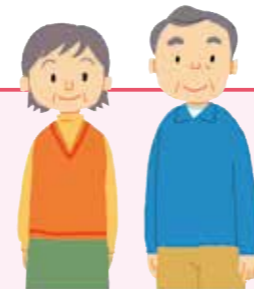
ひとり暮らしの高齢者などが急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応するため緊急通報装置を設置し、日常生活の安全を確保します。



介護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料



65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、霧島市の介護保険サービスに必要な「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に応じた保険料が決められます。

第1号被保険者の基準額はどのように決まります

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{霧島市の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{霧島市の第1号被保険者数}}$$

※市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

保険料の納付が困難なときは、まずご相談ください。

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに本庁または各総合支所担当窓口までご相談ください。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。原則として年金から納めます。

特別徴収

年金が年額18万円以上の人

年金から天引き

年金の定期支払い(年6回)の際、年金*から保険料があらかじめ天引きされます。

※老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が対象です。

普通徴収

年金が年額18万円未満の人

納付書・口座振替

市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料



40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。

詳しくは、加入されている医療保険者にお問い合わせください。

令和6年度から介護保険料が新しくなりました!

介護保険料は3年ごとに見直され、令和6年度からは第9期(令和6年度から3年間)の新しい保険料となりました。

保険料は基準額をもとに、低所得の人に過重な負担とならないように、所得段階別に決められます。保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに見直されます。

段階	対象者		割合	年額保険料	
	住民税課税状況	所得等			
	世帯	本人			
第1段階	非課税	非課税	※1 課税年金収入と その他の合計所得金額の 合計	老齢福祉年金の受給者または生活保護の受給者 基準額 × (0.26) (18,096円)	
第2段階	非課税	非課税			82.65万円以下
第3段階	非課税	非課税			120万円以下
第4段階	課税	非課税			120万円超え
第5段階	課税	非課税			82.65万円以下
第6段階		課税	※2 合計所得金額	82.65万円超え 基準額 69,600円 (月額5,800円)	
第7段階		課税		120万円未満	基準額 × 1.20 83,520円
第8段階		課税		210万円未満	基準額 × 1.30 90,480円
第9段階		課税		320万円未満	基準額 × 1.50 104,400円
第10段階		課税		420万円未満	基準額 × 1.70 118,320円
第11段階		課税		520万円未満	基準額 × 1.80 125,280円
第12段階		課税		620万円未満	基準額 × 1.90 132,240円
第13段階		課税		720万円未満	基準額 × 2.00 139,200円
			720万円以上	基準額 × 2.10 146,160円	

※1 公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計から公的年金等に係る雑所得金額および土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

※2 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人で、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

令和8年度の特例

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる65歳以上の人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および住民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は住民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り住民税課税とみなす場合があります。

保険料を納めないでいると…

特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、介護サービスを受けるときに、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納していると

利用者がサービス利用料をいったん全額負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納していると

保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなります。

2年を過ぎると

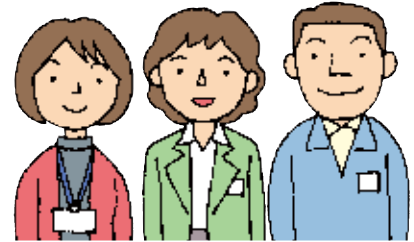
未納期間に応じて利用者負担が引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

地域包括支援センター

高齢者になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続していくことができるよう、医療・介護・保健・福祉等のさまざまな相談に対応します。また、高齢者の権利擁護・虐待の早期発見・予防に取り組んでいます。

霧島市では下記のとおり10ヶ所の窓口を設けておりますので、いつでもお気軽にご相談ください。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが、それぞれの専門性を生かして業務にあたります。



本所	☎48-7979 〒899-4332 霧島市国分中央3-9-20 (国分パークプラザ内)		
国分北支所	☎70-7120	国分南支所	☎46-3717
溝辺支所	☎58-2365	横川支所	☎72-9718
牧園支所	☎78-3387	霧島支所	☎57-0100
隼人北支所	☎55-1255	隼人南支所	☎43-2363
福山支所	☎64-7165		

まちかど介護相談所・まちかど丸ごと相談所



この看板が目印です。

霧島市では、市内の介護事業所の職員を対象に研修を実施し、市民が望む暮らしが実現するような地域づくりに取り組む「地域包括ケア・ライフサポートワーカー」を養成しています。また、ライフサポートワーカーの在籍する事業所は、地域包括支援センターの連絡所である「まちかど介護相談所」及び「まちかど丸ごと相談所」に指定していますのでお気軽にご利用ください。



※「まちかど介護相談所」は、介護保険・高齢者福祉に関する相談ができます。

※「まちかど丸ごと相談所」は、介護保険・高齢者福祉・障害福祉・子育てに関する相談ができます。

霧島市地域密着型サービス事業者連合会ホームページ二次元コード：霧島市は地域包括ケア・ライフサポートワーカー設置事業を霧島市地域密着型サービス事業者連合会に委託しています。

お問い合わせ先：☎〈代表〉0995-45-5111までご連絡ください

本庁 長寿介護課	溝辺総合支所 市民生活課	横川総合支所 市民生活課
隼人市民サービスセンター	牧園総合支所 市民生活課	霧島総合支所 市民生活課
隼人市民福祉課	福山総合支所 市民生活課	



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。